

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）
名 称 タウン21
所在地 燕市吉田法花堂字浦畑211-1
設置者 吉川金属株式会社
- 2 店舗面積の合計
（変更前）3,717平方メートル
（変更後） 0平方メートル
- 3 廃止（大規模小売店舗立地法第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日
平成26年1月31日
- 4 廃止しようとする理由
閉店のため
- 5 届出年月日
令和8年3月31日